

中道あんしんすこやかセンター

指定介護予防支援事業所 運営規程

(事業目的)

第1条 中道あんしんすこやかセンターが実施する指定介護予防支援業務（以下、予防支援業務）にあたって、予防支援業務に従事する者（神戸市指定介護予防支援業務従事者、以下「従事者」）が、要支援者（以下「対象者」）または、家族からの相談に応じ、「対象者」の心身の置かれている状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向を基にし、「本人が出来ることは出来る限り行う」ことを基本とし、「対象者」の生活機能の向上に対する意欲を引き出し、サービス利用後の生活を分かり易くイメージできるよう具体的な日常生活における行為について目標を明確にし、対象者の依頼を受けて、セルフケアや地域の公的サービス、介護予防サービスを適切に利用等できるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護とともに、予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス提供者等の連絡調整その他の便宜を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 1. 予防支援業務は、利用者が要支援状態となった場合において、「本人が出来ることは出来る限り行う」ことを基本とし、利用者の生活機能の向上に対する意欲を引き出し、サービス利用後の生活を分かり易くイメージできるよう具体的な日常生活における行為について目標を明確にし、対象者の依頼を受けて、セルフケアや地域の公的サービス、介護予防サービスを適切に利用する計画を作成し、達成状況を評価して、必要に応じて、計画の見直しを行う。
2. 「対象者」の利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向を基にし、セルフケアや地域の公的サービス、保健、医療、福祉等のサービスが、総合的かつ円滑かつ効率的に提供されるよう、配慮し行う。
3. 「対象者」の意思及び人格を尊重し、常に「対象者」の立場にたって、「対象者」に提供される介護予防サービス等が、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の運営にあたっては、市町村や地域の保険、医療、福祉等や地域のインフォーマルサービスなど様々な関係機関との連携に努める。
5. 上記のほか、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 中道あんしんすこやかセンター 指定介護予防支援事業所
2. 所在地 神戸市兵庫区中道通6丁目1番33号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 中道あんしんすこやかセンター 指定介護予防支援事業所（以下、本所）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤1名（地域包括支援センターの職務と兼務））

管理者は、事業所の従業者の管理、利用者の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

2. 担当職員 1名以上（常勤1名以上）

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

3. その他非常勤職員を若干名置くことができる。

(指定介護予防支援業務従事者の職務)

指定介護予防支援業務従事者は、要支援者からの相談に応じて、「本人が出来ることは出来る限り行う」ことを基本とし、利用者の生活機能の向上する意欲を引き出し、サービス利用後の生活を分かり易くイメージできるよう具体的な日常生活における行為について目標を明確にし、対象者の依頼を受けて、セルフケアや地域の公的サービス、介護予防サービスを適切に利用する計画を作成し、当該介護とともに、予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス提供者等の連絡調整その他の便宜を行う。

(補助職員の職務)

管理者及び従事者の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。
2. 営業時間は、9時から17時30分までとする。

(指定介護予防事業の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1. 「対象者」の相談を受ける場所：本所の相談室
2. 使用する課題分析表の種類：利用者基本情報、基本チェックリスト、介護予防サービス支援計画書、介護予防サービス支援評価表、介護予防支援経過記録

3. サービス担当者会議の開催場所：本所の会議室

4. 指定介護予防支援業務従事者の居宅訪問頻度：

少なくともサービス提供開始月、サービス評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して、3ヶ月に1回は、居宅を訪問し、面接を行う。

訪問しない月は、特段の事情が無い限り、サービス事業者を訪問しての面接や電話等により「対象者」と接触し、モニタリングを実施する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 神戸市兵庫区会下山町、大井通、松本通、上沢通、下沢通、中道通（1丁目1番2番を除く）、水木通（1丁目1～3番を除く）、大開通8・9・10丁目、塚本通7・8丁目、駅前通を通常の事業範囲とする。

(緊急時における対処方法)

第8条 従事者は、「対象者」の居宅訪問中に「対象者」の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(その他、運営に関する留意事項)

第9条 1. 本事業の社会的使命を十分に認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
3. この規程に定める事項のほか、本業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(虐待防止措置)

第10条 事業者は利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
1. 虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行い、また、その責任者を管理者とします。
2. 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ、見直しを行います。
3. 全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施します。
4. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村関係者に報告

を行い、再発防止に努めます。

5. 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

(災害・非常時への対応)

- 第 11 条
1. 事業者は施設に消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設けます。
 2. 事業者は非常災害時には、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
 3. 非常災害、その他緊急の事態に備えて、防災及び非難に関する計画を作成し、利用者及び職員に周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施します。
 4. 事業者は前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
 5. 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定します。

(附則)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。